

水道工事

展示室で水道を利用する場合は、利用開始日の10日前までに「水道利用届出書」を提出し、当センターの承認を受けてください。

利用者負担で水道工事を行っていただきますので、配管、使用する位置、設備の台数、容量の分かる資料を提出してください。

給排水設備（各階）

給水管口径25A（給排水桝として2か所／半室）

排水管口径65A（給排水桝として2か所／半室）

1. 水道工事に必要な書類

利用開始日の10日前までに下記の書類を提出してください。

届出事項に変更があった場合は、当センターの施設管理担当へ連絡してください。

《提出書類》

「水道利用届出書」

「水道工事配管図面」（利用階ごと）

2. 施工上の注意事項

- 来場者が常時通行するところへの床配管はカバーをしてください。
- 水が飛散する恐れのある場所（洗い場等）の周囲の床、壁、天井はシートで養生してください。
- 展示室内の排水溝及び仮設シンクの排水口へは、ゴミ取り用の「ざる」を持参し設置してください。水道のご利用中に「ざる」からゴミがあふれないよう常に状態を確認してください。

3. 施工時、撤収時の連絡

- 当センター職員以外の者による開栓、閉栓は禁止します。複数日利用の場合は、開扉および閉扉時に職員立会いのもと開閉栓を行います。
- 施工後及び撤収前に当センター施設管理担当へ連絡してください。届出図面どおりに施工されているか当センターの職員が現場にて確認します。利用最終日には、当センターの職員が原状回復を確認いたしますので撤収前に連絡してください。